

転入・転出等の届出はお早めに

3月から4月にかけては、就職や転勤等で住所が変わることが多くなります。住所が変わった場合は、市役所への届出が必要ですので、早めに手続きをしてください。なお、届出の際には、運転免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）などで届出人の本人確認をします。また、本人及び世帯主、世帯員以外の方が届出をされる場合は、委任状が必要です。

転出するとき

転出予定日と転出先が確定してから届出をしてください。必要なもの：マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、外国人の方は在留カード、印鑑

転居した日から14日以内に届出をしてください。
必要なもの：マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、印鑑登録証（登録者のみ）

転居する（市内での住所が変わる）とき

転居した日から14日以内に届出をしてください。
必要なもの：マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、外国人の方は在留カード

市立病院職員を随時募集

採用職種、予定人員及び受験資格

職種 薬剤師

採用予定人員 1名

受験資格

①薬剤師免許を有する者

②昭和34年4月2日以降に生まれた者

③試験当日現在、市内医療機関の正規職員でない者

欠格事項 受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

・日本国籍を有しない者

・成年被後見人または被保佐人

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者

軽自動車の名義変更・廃車手続き等について

軽自動車の名義変更

◎原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車

廃車手続きに必要なもの

- ・所有(使用)している方の印鑑(名義変更については新規登録)
- ・旧所有者(使用者)の印鑑
- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書

申告先 税務課課税係 TEL 7-1111-1111 (内線1442)

50cc以下の二輪

◎二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)

申告先 全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所(鹿児島市谷山港2丁目4-42) TEL 099-2611-4011

50cc以下の二輪

申告先 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局(鹿児島市谷山港2丁目4-1) TEL 099-5540-2089

原動機付自転車、小型特殊自動車の申告書は市役所税務課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

3月は市税等滞納整理強化月間です

「差押え」を強化します

市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と納率向上を目指し、3～5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組みます。納税について誠意のみられない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、捜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

■納期限を過ぎて納付した場合は「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに督促手数料(1期ごと100円)、延滞金(納期限1ヶ月経過後は年2・6%、1ヶ月経過後は年8・9%)も納めなければならなくなります。延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。市税等の納め忘れがある方は早めに納付をお願いします。

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きを続けますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行つてください。

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをお願いします。また、市ホームページからもダウンロードできます。

は回答いたしかねます。

県・市町合同公売会

1月25日に県民交流センターで、県と12市町による合同公売会が開催されました。

■問合せ 枕崎市立病院管理係 TEL 72-0303

公売会は市税等の滞納により差し押された財産を売却して、その買受代金を滞納している税に充てることにより、滞納額の縮減を図るものであります。公売会には美術品や日用品などのうち30点が出品。それ、滯納品など、330点の公売物件が出品され、滯納品等に充てられました。



※受付時間＝午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝)
申込受付期間 随時
申込書は市ホームページからダウンロードできます。
チケット×横24チセ)を同封してください。
ださい。

3月から4月にかけては、就職や転勤等で住所が変わることが多くなります。住所が変わった場合は、市役所への届出が必要ですので、早めに手続きをしてください。なお、届出の際には、運転免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）などで届出人の本人確認をします。また、本人及び世帯主、世帯員以外の方が届出をされる場合は、委任状が必要です。

転出するとき

転出予定日と転出先が確定してから届出をしてください。必要なもの：マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、外国人の方は在留カード、印鑑

転居した日から14日以内に届出をしてください。
必要なもの：マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、印鑑登録証（登録者のみ）

転居する（市内での住所が変わる）とき

転居した日から14日以内に届出をしてください。
必要なもの：マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、印鑑登録証（登録者のみ）

転居した日から14日以内に届出をしてください。
必要なもの：マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険